

議案第 85 号

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例（平成 20 年墨田区条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「すみだ福祉保健センター条例」を「この条例は、すみだ福祉保健センター条例」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 3 条第 2 号及び第 3 号の」を「第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる」に改め、同条第 3 項中「第 3 条第 2 号及び第 3 号に規定する」を「第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる」に改める。

第 10 条第 3 号中「前 2 項」を「前 2 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部改正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。